

## 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
<p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
(知事等の給与及び旅費)	(知事等の給与及び旅費)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 一略一	2 一略一
<p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
4 一略一	4 一略一
附 則	附 則
1～7 一略一	1～7 一略一
	<p>8 <u>平成30年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。</u></p>

## 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,300円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,700円</u></p> <p>（3）及び（4） 一略一</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,800円</u></p> <p>（2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,800円</u></p> <p>（3）及び（4） 一略一</p>
<p>2 及び 3 一略一</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては<u>20,000円</u>、人事委員会規則で定める者にあつては<u>7,200円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p>	<p>2 及び 3 一略一</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては<u>21,000円</u>、人事委員会規則で定める者にあつては<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p>
<p>2 一略一</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員等のうち再任用職員以外の職</p>	<p>2 一略一</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員等のうち再任用職員以外の職</p>

員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3及び4 -略-

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3及び4 -略-

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第2条（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第20条 一略一 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額</u>）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第20条 一略一 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 一略一 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p>	<p>(1)～(4) 一略一 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>
<p>4～6 一略一 (勤勉手当) 第21条 一略一 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の87.5</u>（特定幹部職員</p>	<p>4～6 一略一 (勤勉手当) 第21条 一略一 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）</p>

にあつては、100分の107.5）、12月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあつては、100分の112.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5(特定幹部職員にあつては、100分の52.5)、12月に支給する場合には100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55) を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

第3条 (一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案																																				
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">429,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">481,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">725,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">848,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 一略一</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	429,000	3	481,000	4	544,000	5	621,000	6	725,000	7	848,000	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">381,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">430,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">481,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">725,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">848,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 一略一</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項</p>	号給	給料月額		円	1	381,000	2	430,000	3	481,000	4	544,000	5	621,000	6	725,000	7	848,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	429,000																																				
3	481,000																																				
4	544,000																																				
5	621,000																																				
6	725,000																																				
7	848,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	381,000																																				
2	430,000																																				
3	481,000																																				
4	544,000																																				
5	621,000																																				
6	725,000																																				
7	848,000																																				

の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、「100分の135」とあるのは「100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第4条（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第</p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第</p>

2 項中「100分の120」とあるのは「100分の160」  
と、「100分の135」とあるのは「100分の165」  
と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあ  
るのは「この条例及び任期付職員条例第4条の  
規定」とする。

2 項中「100分の127.5」とあるのは「100分の  
162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」  
とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4  
条の規定」とする。

第5条（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																												
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">402,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">464,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">526,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">708,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">808,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;">335,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;">372,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;">400,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3及び4 一略—</p> <p>5 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、<u>人事委員会規則の定めるところにより</u>、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。</p> <p>6 一略—</p> <p>第6条 一略—</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条</p>	号給	給料月額 円	1	402,000	2	464,000	3	526,000	4	608,000	5	708,000	6	808,000	号給	給料月額 円	<u>1</u>	335,000	<u>2</u>	372,000	<u>3</u>	400,000	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">404,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">465,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">526,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">708,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">808,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: right;">336,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: right;">373,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: right;">401,000</td></tr> </tbody> </table> <p>3及び4 一略—</p> <p>5 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、<u>人事委員会規則で定めるところにより</u>、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。</p> <p>6 一略—</p> <p>第6条 一略—</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条</p>	号給	給料月額 円	1	404,000	2	465,000	3	526,000	4	608,000	5	708,000	6	808,000	号給	給料月額 円	<u>1</u>	336,000	<u>2</u>	373,000	<u>3</u>	401,000
号給	給料月額 円																																												
1	402,000																																												
2	464,000																																												
3	526,000																																												
4	608,000																																												
5	708,000																																												
6	808,000																																												
号給	給料月額 円																																												
<u>1</u>	335,000																																												
<u>2</u>	372,000																																												
<u>3</u>	400,000																																												
号給	給料月額 円																																												
1	404,000																																												
2	465,000																																												
3	526,000																																												
4	608,000																																												
5	708,000																																												
6	808,000																																												
号給	給料月額 円																																												
<u>1</u>	336,000																																												
<u>2</u>	373,000																																												
<u>3</u>	401,000																																												

第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、「100分の135」とあるのは「100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管</p>	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管</p>



理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、「100分の135」とあるのは「100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																																				
<p>(保健所)</p> <p>第4条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の規定による保健所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県村山保健所</td> <td>山形市</td> <td>山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(食肉衛生検査所)</p> <p>第5条 —略—</p> <p>2 食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県内陸食肉衛生検査所</td> <td>山形市</td> <td>山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	山形県村山保健所	山形市	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡	—略—			名称	位置	管轄区域	山形県内陸食肉衛生検査所	山形市	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡	—略—			<p>(保健所)</p> <p>第4条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の規定による保健所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県村山保健所</td> <td>山形市</td> <td>寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(食肉衛生検査所)</p> <p>第5条 —略—</p> <p>2 食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県置賜食肉衛生検査所</td> <td>米沢市</td> <td>米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">—略—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管轄区域	山形県村山保健所	山形市	寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡	—略—			名称	位置	管轄区域	山形県置賜食肉衛生検査所	米沢市	米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡	—略—		
名称	位置	管轄区域																																			
山形県村山保健所	山形市	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡																																			
—略—																																					
名称	位置	管轄区域																																			
山形県内陸食肉衛生検査所	山形市	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡																																			
—略—																																					
名称	位置	管轄区域																																			
山形県村山保健所	山形市	寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡																																			
—略—																																					
名称	位置	管轄区域																																			
山形県置賜食肉衛生検査所	米沢市	米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡																																			
—略—																																					

## 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="220 237 312 271">附 則</p> <p data-bbox="165 282 775 315">この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="887 237 979 271">附 則</p> <p data-bbox="804 282 1458 315">1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="804 327 1458 752">2 <u>知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月県条例第号）の施行の日の翌日から3月間における知事及び副知事の給料の額は、第1条及び山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例附則別表第2の規定にかかわらず、同条の規定により算定した知事及び副知事の給料の額から同表に掲げる知事及び副知事の給料月額に10分の10をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。</u></p>